

写

福庶発第三百十号

昭和五十一年四月十六日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

貴 井 喜代次 殿

議案の送付について

昭和五十一年第三回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

一 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十年度福生市一般会計

補正予算（第八号））

二 議案第三十七号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

三 議案第三十八号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

四 議案第三十九号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

(写)

福庶発第三百七十六号

昭和五十一年四月二十二日

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

市議会議事説明員の委任について

昭和五十一年一月十四日付け、福庶発第三千三十五号で通知した市議会議事説明員のうち、会計課長 石川 和夫を研修のため、昭和五十一年四月六日から昭和五十一年六月十八日までの間、自治大学校へ派遣したことに伴い、収入役 橋本 孝蔵に兼ねて会計課長事務取扱を命じたので、この間、市議会議事説明員に、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
会計課長事務取扱	橋 本 孝 蔵

福議発第八十八号

昭和五十一年四月十九日

殿

福生市議会議長 員 井 喜代次

議案説明員の出席要求について

昭和五十一年第三回福生市議会臨時会に御出席くださるよう、地方自治法第二百二十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 四月二十三日（金）午前十時
二 場 所 福生市議会議場



福監発第 32 号

昭和51年4月3日

福生市議会議長

貫井喜代次 殿

福生市監査委員 山下久吉 印

福生市監査委員 大野行夫 印

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第3項の規定により定期監査を行つたので、同条第8項の規定によりその結果を次のとおり報告（公表）します。

定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第3項の規定による監査

2 監査の対象

昭和50年度(50.4.1～50.12.31)の学務課における財務に関する事務の執行状況

3 監査の期間

昭和51年1月26日～昭和51年2月27日

4 監査の手続き

この監査は、教育委員会事務局学務課所管の財務に関する事務事業が、法令に基づいて適正かつ効率的に行われたかどうかを主眼として考察した。

5 監査の結果

今回監査を行つた教育委員会事務局学務課所管の財務に関する事務事業については、おおむね良好な執行がなされているものと認められるが、一部に改善を要する事項が見受けられたので今後検討されたい。

(1) 予算の執行管理について

近年、増加の一途をたどる就学児童生徒は校舎、屋内体育館、プールなど学校施設の増設を余儀なくされ、それに伴い教育機材、物品等の購入量も膨大な数値となつている。その結果、これらに関連する事務的作業も増大しており、常に適切な事務処理ができるよう、機構と人員配置が検討されなければならない。

現在教育委員会事務局の機構は庶務、学務、社会教育の3課に分かれ、事務分掌から教育関係の予算及び決算に関することは庶務課の所管となつている。

今回の監査で一連の予算執行事務について、次のような問題点が指摘できる。

① 各小中学校で補助執行された支出命令書等の内部審査は学務課で行い、予算の差引事務は庶務課で行われていること。

② 各小中学校からの物品購入伺いは、学務課に送付され内容を審査して市長部局に回送されて契約、納品されているが、学務課では各学校に配当した予算の執行状況は掌握されていないこと。

③ 小中学校の光熱水費、通信費に係る予算の算定は、学務課で行われているが、毎月の請求書に基づく支出命令書の作成は庶務課で行われていること。

以上のような事項は、予算の執行に関する事務分掌の範囲が不明確なために、学校関係予算の執行担当と予算経理を行う担当が2課に分かれているものと思われる。

本来、これらの予算編成、執行事務は同一係で処理されるべきであり、また、支出負担行為をする場合、支出負担行為整理簿により、予算残額の確認及び執行予定額等の記帳を行う必要がある。特に教育関係は年間一万件（推定）にもおよぶ支出負担行為が行われており、各学校の配当予算の執行状況を掌握することは、予算の執行を担当する課には不可欠なものであると思われる。

以上、予算の執行管理について意見を述べたが、より適正かつ効率的な事務執行を行うため今後検討されたい。

(2) 旅費支給規定の明確化について

学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する職務等に要した旅費のうち、市費で支給するものについて、その根拠となる支給規定がない。したがって市職員の1～2等級に準じたものと都の規定を準用するものなど、その取扱いはまちまちなので、支給規定を整備されたい。

(3) 夏期休業中の水泳指導について

各小学校における夏期休業中の水泳指導は、社会教育として実施されているが、今年度の実施状況は各学校とも20日間前後となつている。しか

し、中学校は実施されていない。

現在、市内に一般市民の利用できる市営プールは一ヶ所である。スポーツで健康な体を養うため、数少ない施設をより多くの市民に、また、利用したい市民に等しく使用できる機会を与えることも、行政の任務と思われる。こうした意味で小中学生の水泳指導は、より多く実施されることが好ましいものと思われる。

(4) 要望事項

学務課の所管業務には、都費負担の小中学校教職員に対する給与等の取扱い事務をはじめ、児童生徒の就学援助費及び日本学校安全会からの給付金など現金を扱う事務が多い。そのうえ教育委員会事務局と指定金融機関派出所のある市役所及び各小中学校とがそれぞれ離れた所にあり、その輸送や授受にあたり事故のないよう、今後も特に配慮を願いたい。



福監発第3953号

昭和51年4月2日

福生市議会議長

貞 井 喜 代 次 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉 印

福生市監査委員 大 野 行 夫 印

昭和51年2月分例月出納検査の結果につ
いて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検査日 昭和51年3月31日(水)
- 2 場 所 第二庁舎2階会議室
- 3 対 象 昭和51年2月中における収入役の権限に属する
現金の出納状況並びに関連事項
- 4 結 果 2月中における現金の出納状況について、関係帳
簿及び証拠書類の検査を実施した結果、2月末日
における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤
りは認められなかった。

昭和51年2月分歳入歳出状況

昭和50年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	千円 8,196,171	円 251,003,453	円 5,523,772,670	67.4%	円 104,205,995
		409,186,077	5,419,566,675	66.1	
国保会計	456,639	30,586,560	347,347,110	76.1	10,990,676
		38,134,194	336,356,434	73.7	
区画整理 会計	529,687	506,976	461,332,417	87.1	(△)10,000,000
		10,636,746	86,681,622	16.4	374,650,795
公共用地 会計	1,010	641,935	5,335,227	528.2	5,321,777
		0	13,450	1.3	
下水道 事業会計	531,360	45,640	143,305,537	27.0	(10,000,000)
		6,665,012	152,629,449	28.7	△ 9,323,912
受託水道 事業会計	331,403	0	286,763,000	86.5	41,980,391
		16,279,753	244,782,609	73.9	
合 計	10,046,270	282,784,564	6,767,855,961	67.4	527,825,722
		480,901,782	6,240,030,239	62.1	

区 分	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金	用品調達 1,538,212 ^円	951,151 ^円	970,206 ^円
	土地開発 0	0	59,542,455
	職員退職準備 0	0	1,718,061
	庁舎増築 0	0	26,159,649
	都市施設整備 0	0	71,500,000
歳入歳出外現金	26,246,839	31,685,151	15,013,869

() 内は運用金

議会運営委員会委員長及び同副委員長の
互選結果報告

福生市議会運営委員会の委員長及び同副委員長を
互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、議会運営委員会	委員長	山田 博
同	副委員長	村尾 栄次

昭和五十一年四月二十三日

議会運営委員会委員

竹田政博

福生市議会議長

貫井 茂代次

殿

